

ならやま園ショートステイサービス

入園時重要事項説明書

1、経営主体

法人名	社会福祉法人 福 寿 会
法人所在地	奈良市秋篠町1567番地
電話番号	0742-45-9588
代表者氏名	理事長 秋吉 美由紀
設立年月日	昭和56年12月25日

2、施設概要

施設の種類	(介護予防) 短期入所生活介護
施設の名称	ならやま園ショートステイサービス
所在地	奈良市山陵町1085番地
連絡先	電話 0742-41-8088 FAX 0742-41-8988
管理者の氏名	施設長 秋吉 美由紀
指定年月日	短期入所生活介護 平成9年4月1日指定 介護予防短期入所生活介護 平成12年5月10日指定
指定番号	奈良市指定 第2970101057号
サービス提供地域	奈良県・奈良市(都祁、月ヶ瀬地区を除く) 京都府・木津川市(旧木津町)、精華町

3、設備の概要

- 居室 2人部屋・個室 16床
- 浴室 (一般浴室1・特別浴室2・個浴3・リフト浴4)
- 食堂 2室
- 洗面所及び便所 (各居室に設置)
- 機能訓練室 (1室)、医務室 (1室)、静養室 (1室)
- その他 洗濯室・汚物処理室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等

※各設備について、厚生労働省が定める基準に従って設置しています。

※ご希望に沿ったタイプの居室をご準備しますが、心身の状況の変化により居室を変更する場合があります。

4、利用定員 定員16名

5、運営方針

利用者のニーズにあった介護を中心に、信頼と期待に応える施設として、以下1～3を基本理念とし、職員の資質向上と福祉(介護)サービスの充実に努めることを運営方針としています。

- 1) その人の人権を尊重する。
- 2) その人の自立を支援する。
- 3) その人の心を癒す。

6、従業者の種類・員数・勤務体制

職種	職務の内容	配置人数
管理者(施設長)	業務の一元的管理	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護師及び准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3名以上
介護職員	介護業務 24時間体制	計31名以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算 栄養指導等	1名以上
介護支援専門員	利用者の状態に合わせた介護計画の立案等	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上 健康維持のための指導	1名以上
調理師、その他の従業者	調理に関する業務(委託業務)	6名以上

※従来型・ユニット型特別養護老人ホームと兼務しています。

※夜勤勤務者基準の指定を受けています。

※夜勤以外に宿直管理員1名配置しています。

※利用者の医療ニーズ増大の対応のため、看護職員が24時間連絡体制をとっています。

7、サービスの内容

(1) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が連続4日間以上で継続してご利用の予定がある場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

(2) 居室の提供

2人部屋・個室 16床

(3) 食 事

当施設では栄養士（管理栄養士）の作成した献立表により、栄養並びに身体の状態及び嗜好等を考慮した食事の提供をいたします。

(食事時間)

朝 食 7：45～ 昼 食 12：00～
おやつ 15：00～(選択) 夕 食 18：00～

(4) 入 浴

入浴は週2回です。入浴のない日は清拭を行います。

(利用者の体調等により、入浴できない場合もあります。)

(5) 介 護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

(6) 機能訓練

日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(7) 健康管理

利用期間中の医療機関の受診は、原則、家族等に対応いただきます。ただし、利用開始後、必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ受診する場合があります。

(8) 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(9) 送迎

日曜日は、家族等による送迎をお願いします。

(10) その他のサービス

- ・レクリエーション・喫茶室の利用・駄菓子販売・理美容

8、利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) サービス利用料金表

介護サービス費・介護予防サービス費・送迎サービス費 (別紙参照)

(2) サービス利用料金

- ① ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額（介護費自己負担額）をお支払いいただきます。
- ② 介護保険外費用として以下の金額をご負担いただきます。
 - i 居住費・食費
第1段階から第3段階までの方につきましては、介護保険負担限度額認定証の提示をしていただきます。（提示のない方は第4段階で

の料金をいただきます。)

※食費（第4段階）・・・¥1,445/日（朝食¥290・昼食¥615・夕食¥540）

- ii 日用品 1日あたり 150円
- iii 教養娯楽 1日あたり 100円
- iv 口座引落手数料 1回あたり 100円

※指定口座が南都銀行の場合は無料です。

- v 通常送迎の実施地域以外は、事業所から1Kmあたり 100円

※実施地域は奈良市、天理市、大和郡山市、生駒市、木津川市、精華町とする。

- vi その他（ご要望にて）

おやつ代 1日 100円

テレビ貸出費 7日間 500円

行事食 300円

医療費・嗜好品は自費

9、利用料金の支払方法

介護保険による費用及び給付対象外の費用は、毎月末締めで計算し請求をします。指定の金融機関の口座より毎月27日に引き落としさせていただきますので、引き落とし日前日までにご入金ください。

10、協力医療機関等

医療を必要とする利用者には、併設診療所の医師が診断治療いたします。

施設外（近隣）の診療科へ受診も可能です。ご相談必要に応じて送迎を含め、利用者及び家族等にて医療機関への受診をお願いする場合がございます。

入院を必要とするときは、希望の医療機関がなければ当施設の協力病院へご紹介いたします。

【当施設協力病院】

- 平城園診療所 奈良市秋篠町1567番地
- 沢井病院 奈良市船橋町8
- 福岡歯科学園前診療所 奈良市学園大和町5-1堀ビル2階
- 白庭病院 生駒市白庭台6丁10番1号
- 高の原中央病院 奈良市右京1丁目3-3
- ゆめはんな歯科クリニック 奈良市右京1丁目1-6-1
イオンモール高の原3階

1 1、施設の利用についての留意事項

利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、当該施設の規律を守り、職員の指示に協力する等サービス利用に当たって次の留意事項をお守り下さい。

- (1) 家族等の状況に変化があったときは、直ちに施設長に届けて下さい。
- (2) 火気の取扱は禁止で、全館禁煙です。
- (3) 他の利用者の迷惑となる様な粗暴な言動をしないようにして下さい。
- (4) 故意に器物及び設備を破損し、又は許可無く施設外に持ち出さないようにして下さい。
- (5) 規律ある生活をお送り下さい。
- (6) その他風紀を乱し他人に迷惑を及ぼすことのないよう常に秩序ある生活を営むようにして下さい。

1 2、緊急時における対応

事業者は、サービスの提供中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。看護師は24時間オンコール体制による対応を行います。

1 3、事故予防と事故発生時対応

事業者は、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の発生又はその再発を防止するための委員会及び職員に対する研修を定期的に行い、それを適切に実施するための担当者を配置しています。

また、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

1 4、非常災害対策及び感染症対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態（新たな感染症の発生等）に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置について防災計画、地震・風水害・土砂災害計画・事業継続計画（BCP）を作成し、計画に基づき、年2回（内1回夜間想定）の避難訓練、年1回の風水害・土砂災害の避難訓練を行います。

また、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症に対して事業継続計画（BCP）を作成し、対策を講じます。BCPに基づき、職員の研修を行い感染症のまん延を防止します。

15、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

16、身体的拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の職員に対し身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。

17、虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

虐待防止のための指針を整備し、虐待防止対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図ります。

また、虐待を防止するための定期的な研修の実施と、虐待防止を適切に実施するための担当者を設置いたします。

サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

18、個人情報について

事業者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密、個人情報は契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。ただし、緊急やむを得ない場合は、利用者及び家族の同意を得たうえで医療機関等に必要な個人情報を提供します。

19、苦情相談窓口

(1) 苦情解決の概要

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情は施設の各担当者までお申し出ください。

苦情の解決については、苦情相談窓口を設置しています。

電話番号 0742-41-8088 ファックス 0742-41-8988

(2) 円滑迅速に苦情解決を行うための体制

把握した状況に基づき、関係者への連絡調整、注意指導を行うとともに、苦情申出人には必ず結果報告を行います。

苦情受付担当者 生活相談員 野澤智恵子

苦情解決責任者 施設長 秋吉美由紀

(3) 第三者委員会の設置

苦情申出者が希望した場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。

第三者委員会に報告した場合は、必ず返答をもらい苦情申出人に結果報告を行います。

第三者委員

中本 勝 (法人弁護士) 電話 0742-22-4301

福岡 道郎 (評議員) 電話 0742-43-7223

森田 昭子 (評議員) 電話 0742-44-4639

名古 千尋 (評議員) 電話 075-561-8002

当施設以外、下記の公的機関窓口で苦情相談等を受付けています。

奈良県社会福祉協議会内 奈良県運営適正化委員会	所在地 橿原市大久保町320番11 電話番号 0744-29-1212 Fax 番号 同 上 対応時間 9:00~17:00
奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係	所在地 橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館内 フリーダイヤル0120-21-6899 利用時間 9:00~17:00
奈良市介護福祉課	所在地 奈良市二条大路南1丁目1-1 電話番号 0742-34-5422 Fax 番号 0742-34-2621 利用時間 9:00~17:00

20、損害賠償について

事業者は、当施設内において、その責任により利用者に損害が生じた場合は、速やかにこれを賠償します。ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失並びに心身の状況等を斟酌し相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じるものとします。

21、第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示状況	
	② なし		

説明者 特別養護老人ホームならやま園
役職
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

説明日

利用者
氏 名

（署名代行者）

私は甲の意思を確認したうえ、署名を代行しました。

（利用者との続柄）
氏 名

利用者代理人（選任した場合）

氏 名